府監第１７６６号

令和７年２月17日

請　求　人　様

大阪府監査委員　　高　橋　明　男

同　　　　　　　　中　務　裕　之

同　　　　　　　　鈴　木　一　水

同　　　　　　　　川　村　和　久

同　　　　　　　　白　木　恵　士

住民監査請求について（通知）

令和７年１月７日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第１　請求の要旨

大阪府職員措置請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

１　監査対象事項

(1)　大阪府立東住吉総合高等学校（以下「学校」という。）における令和３年度の授業アンケートシステム運用業務委託（以下「本件業務委託」という。）において、集計ミスがあったにもかかわらず、内容が精査されることなく受託業者への委託料が支払われたこと。

(2)　既に支給された勤勉手当等が、正確な令和３年度授業アンケート結果に基づく勤務成績の評価に基づくものではないこと。

(3)　前記(1)の授業アンケートシステム運用業務に関わっていた職員に対して被害回復措置費用が求償されていないという不作為があること。

２　前記１の事項が違法又は不当である理由

(1)　教員の勤務成績の評価は、生徒による授業評価を踏まえるものとされており、生徒による授業評価のためのアンケートの結果は、教員の勤勉手当等に反映されるものである。学校では、「授業アンケ―ト分析システム」のデータ読み取り業務等を業者に委託している。

(2)　令和３年度に、学校の教員Ａ（以下「Ａ」という。）は、配付された授業アンケート結果（前期）で、担当生徒数に比べて回答者数が著しく少ないことから、校長及び教頭に内訳を開示するよう求めたが拒否された。これは当該アンケート結果の集計に疑義があったことを隠蔽する意図があったと推認される。

(3)　令和６年度、Ａが行った個人情報開示請求で開示された令和３年度授業アンケートの内訳から、Ａは、アンケートの集計に疑義がある旨、教職員企画課職員に伝達した。その後、令和６年12月に、学校から、Ａに対し、修正後の授業アンケート結果（前期）が送付された。誤りの原因は、「他の教員のデータが混入した」、「誤って二重に計上した」との説明であったが、このような態様であれば、他の教員においても集計ミスが為されているものである。

(4)　Ａを除く他の教員には、アンケートにミスが存在し、修正されていることは伝達されておらず、勤務成績評価の変更も、勤勉手当等への反映なども行われていない。

３　求める措置の内容

(1)　大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）が、受託業者に再度正確な授業アンケート結果を納品させ、当該アンケート対象者全員に再配付する等、必要な措置を講じること。

(2)　府教委が、令和３年度に学校に勤務していた全職員に対し、再度正確な授業アンケートに基づく勤務成績評価を実施するなど必要な措置を講じること、並びに府教委及び大阪府知事が、新たな勤務成績評価に基づく勤勉手当等を再計算し、精算するなど必要な措置を講じること。

(3)　府教委及び大阪府知事が、令和３年度に学校で当該業務に関わっていた職員に対し、本件請求に係る被害回復措置に必要な費用を負担させるなど、必要な措置を講じること。

第２　住民監査請求の要件に係る判断

１　地方自治法第242条第１項の要件について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第１項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

住民監査請求の監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならないとされている(福岡地裁平成５年８月５日判決。なお、同判決は、その後、福岡高裁平成６年３月８日判決及び最高裁第一小法廷平成６年９月８日判決において支持され確定している。）。

２　監査請求期間に関する関係法令の定め

法第242条第１項の規定による監査請求について、同条第２項は「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から１年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定め、請求することができる期間に制限を設けている。

３　判断

(1)　前記第１の１　監査対象事項(1)及び監査対象事項(2)について

ア　本件請求書は、令和７年１月７日に提出された。

本件業務委託は、令和４年１月21日に業務が完了し、同月、委託業者に委託料が支払われており、また、令和３年度授業アンケートに基づく勤務成績の評価による勤勉手当等は、令和４年度中に支給されていることから、監査対象事項(1)及び監査対象事項(2)に係る請求は、いずれも、請求の対象となった行為のあった日から１年を経過した後になされたものである。

イ　もっとも、本件請求書には、「令和６年12月になってから、（略）教員Ａの元に、令和３年度授業アンケート（前期）の結果を「修正」するとの文書が到達し」た、「令和３年度の段階でこの事実を追及しようとしていた教員Ａによる開示の求めを教頭及び校長は拒否しており、事実を隠蔽する意図があった可能性が濃厚である」と記載されており、請求人は、これらの事情をもって、請求の対象となった行為のあった日から本件請求書の提出まで１年を経過したことに正当な理由が存する旨主張しているとも解し得るので、念のため検討する。

最高裁第二小法廷昭和63年４月22日判決では、「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもつて調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによつて判断すべきもの」とされているところ、本件業務委託ないしこれに基づく委託料の支払が、秘密裏に行われたものであるとの事情は窺われない。また、勤勉手当等の支給は、条例等の規定に基づいて行われたものであるから、同様である。

さらに、本件請求書には、Ａは、令和６年度になって個人情報開示請求を行い、アンケート結果の修正が行われた旨記載されているが、前記のとおり、本件請求書に「令和３年度の段階でこの事実を追及しようとしていた教員Ａによる開示の求めを教頭及び校長は拒否しており、事実を隠蔽する意図があった可能性が濃厚である」との記載があることからすると、Ａは令和３年度の段階でこの事実を追及しようとしていたのであるから、令和３年度当時において個人情報開示請求を行うことができたのであり、開示を得た場合には請求人もその時点で事実を知り得たと考えられる。

なお、請求の趣旨には、令和３年当時に行われた授業アンケートの集計が誤っていたから、誤った集計に係る委託料の支出及び誤った授業アンケートの集計に基づく勤務成績の評価を基礎とする勤勉手当等の支出を是正しないことが違法な怠る事実であるという主張が含まれているとも解し得るが、そのような公金の支出を是正しないことが違法であるかどうかは、委託料の支出及び教員に対する勤務成績の評価とそれを基礎とする勤勉手当等の支出が違法であるかどうかの監査を待ってはじめて判明することであり、かかる怠る事実に関する監査請求は、当該支出のあった日から１年を経過した後はすることはできない（最高裁第二小法廷昭和62年２月20日判決、最高裁第三小法廷平成14年７月２日判決参照）。

以上によれば、令和７年１月７日になって行われた監査対象事項(1)及び監査対象事項(2)に係る請求は、請求の対象となった行為のあった日から１年を経過してなされたことに正当な理由があるとは認められない。

(2)　前記第１の１　監査対象事項(3)について

ア　被害回復措置費用の有無について

請求人は、監査対象事項(3)に係る請求において、本件請求に係る被害回復措置に係る費用を関係職員に負担させることなどを求めている。かかる被害回復措置費用は、少なくともその請求の趣旨から公金の支出等の財務会計行為の存在を前提とするものと解されるが、この点、本件業務委託及び令和３年度授業アンケートに基づく勤勉手当等の支給に関連し、令和６年度において何らかの関連する財務会計行為が存在したか否かにつき教育庁に事実確認を行ったところ、次の(ｱ)及び(ｲ)のとおり、公金の支出又は支払義務の負担等の財務会計行為の存在は認められなかった。

(ｱ)　授業アンケートについて（監査対象事項(1)関係）

令和３年度前期に実施した授業アンケートにおいて集計ミスがあったこと、令和６年10月から11月頃までに当該アンケート対象者全員の結果の修正が行われたこと、かかる修正は、委託業者が納品した電子データを利用して教育庁職員が業務として自ら行ったことが確認の結果それぞれ認められ、委託業者に対する再委託に係る費用等は発生していなかった。

(ｲ)　勤勉手当等について（監査対象事項(2)関係）

ａ　前記(ｱ)の授業アンケート結果の修正に伴い、学校では、令和６年11月下旬から12月にかけて、当該修正のあった教員のうち、後記ｂの評価・育成システムによる対象者全員の勤務成績の評価をやり直した結果、評価に変更が生じた教員は存在しなかったこと、既に支給された勤勉手当等の額にも変更は生じなかったことが確認の結果それぞれ認められ、勤勉手当等の差額等は発生していなかった。

ｂ　府教委では、教員の評価は、大阪府立学校の職員の評価・育成システムの実施に関する規則（平成16年大阪府教育委員会規則第12号）及び評価・育成システム実施要領により実施される評価・育成システムに基づき行われている。

これらの規則等には、校長は授業を行う教諭の評価に当たっては授業に関する評価を含めて行うものとする旨（同規則第６条第３項）、授業に関する評価は生徒又は保護者による評価を踏まえるものとする旨（同規則第６条第４項）、生徒又は保護者による評価は授業アンケートにより把握するものとする旨（同要領第３の４）、校長は「授業力」の評価を行うため実際に授業が行われている場所で授業観察を行う旨（同要領第３の６及び７）が定められている。

また、府教委が作成した「教職員の評価・育成システムの手引き」及び「授業アンケートの手引き」には、評価について、次のとおり行う旨が記載されている。

(a)　評価者は、教職員の職務遂行状況の観察や意見交換、自己申告票の内容等に基づき、児童生徒・保護者・同僚教職員等の意見等を参考に評価を行う。

(b)　評価は、業績評価と能力評価及びその結果に基づく総合評価とする。

(c)　業績評価は、設定された個人目標の達成状況を評価の対象とし、絶対評価を行う。

(d)　能力評価は、日常の業務の遂行を通じて発揮された能力（態度・行動）を絶対評価し、職務全般の取組が評価の対象となる。

(e)　能力評価は、所定の評価要素ごとに、所定の着眼点・求められる行動パターンの例等を参考に、「優れた能力を発揮している」「期待通り発揮している」「期待通りとは言えない」のいずれであるかを判断する。

(f)　授業を行う教員の評価要素は、「授業力」、「自立・自己実現の支援」、「学校運営」であり、このうち、能力評価における授業力の評価については、生徒又は保護者による授業アンケートの結果を踏まえ、授業観察や年間を通じての授業に関する指導育成を行った上で、校長等が年度末に行う。

(g)　業績評価と能力評価をもとに、所定の評価の基準に則して、５段階の絶対評価を行う。

ｃ　前記ｂで述べたところからすれば、教員の評価は、業績評価及び能力評価を総合して５段階の絶対評価によって決定されるものであるところ、授業アンケートの結果は、校長が、授業を行う教員の能力評価における評価要素の一つである授業力に関する評価をなす上で、授業観察や年間を通じての授業に関する指導育成の実施とともに依拠することとされる資料の一つであるといえる。

しかしながら、前記ｂで述べた教員の評価・育成システムを踏まえると、授業アンケートの結果につき、他の評価要素とともにこれをどのように当該教員の勤務成績の評価に反映させるかに関しては、任命権者に一定の裁量が認められると解される。このことは、当該評価の見直しに基づく勤勉手当等の見直しについても同様であるから、授業アンケートの修正後の結果に基づき勤務成績の評価をやり直した結果、評価が修正された教員がなく、既に支給された勤勉手当等の額が結果としてそのまま維持されたとしても、このことをもって直ちに府教委がその裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものとは言えない。

ｄ　財務会計行為である教員に対する勤勉手当等の支出の直接の原因となる教員に係る勤務成績の評価のやり直しにおいて裁量権の逸脱又は濫用が認められない場合、当該財務会計行為もまた、違法又は不当とは認められない。

イ　違法又は不当な公金の賦課・徴収を怠る事実がないこと

前記アのとおり、令和６年度において、本件業務委託及び令和３年度授業アンケートに基づく勤勉手当等の支給に関連した財務会計行為はなく、府に財政上の損害は生じておらず、また、財務会計行為を行わなかったことは違法又は不当ではない。したがって、府には、被害回復措置費用の支払義務の負担はもとより、関係職員に対する求償権の取得も認められないから、結局、請求人の主張はその前提事実を欠いていることが明らかである。

第３　結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第１項及び第２項の要件を満たさない請求であるから却下する。